

Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



宮崎県立 西都原考古博物館年報

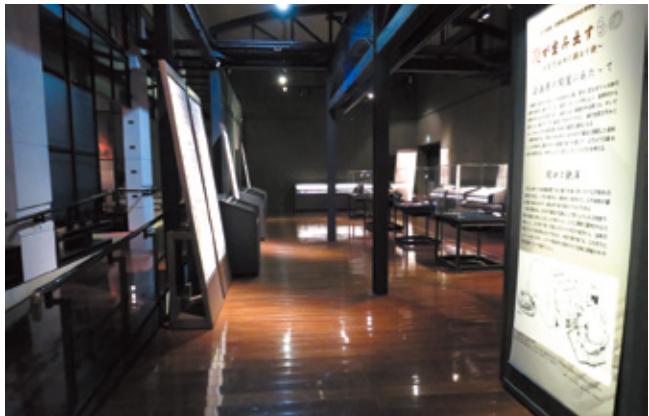
2019(平成31・令和元)年度

2020年6月

宮崎県立 西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

企画展 I 「炎が生み出すもの～古代日向の鍛冶と鉄～」

2019(平成31)年4月20日(土)～6月16日(日)



特別展「埴輪のある風景～日本遺産「南国宮崎の古墳景観」と埴輪～」

2019(令和元)年7月13日(土)～9月8日(日)



国際交流展「台湾 宜蘭 淇武蘭遺跡～海路の交わるところ～」

2019(令和元)年10月5日(土)～12月8日(日)



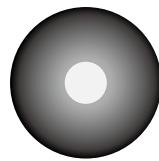
企画展Ⅱ「漆黒の輝き 赤の祈り～ウルシの考古学～」

2020(令和2)年1月11日(土)～3月15日(日)



2019(平成31・令和元)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

西都原
考 古
博物館

2020年6月

宮崎
県立 西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

例　　言

- 1.本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2019(平成31・令和元)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助ともすべく刊行するものである。
- 2.本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主査 後藤清隆が行った。
- 3.表紙写真は、本館職員の撮影による。

目 次

I 県立西都原考古博物館の概要

1 沿革	1
2 基本理念	2
3 組織	3
4 施設	3
5 宮崎県博物館協議会	5
6 宮崎県立西都原考古博物館 中期運営ビジョン（平成 27～31 年度）	6

II 利用状況

1 施設利用状況	11
2 館内資料利用及び貸出状況	12

III 事業報告

1 調査研究	16
2 資料収集	18
3 展示	19
4 情報発信	22
5 教育・普及活動	22
6 館運営・その他の活動	25

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等	32
2 各種様式	42
3 利用案内	51

はじめに

2004（平成 16）年 4 月 17 日に開館した宮崎県立西都原考古博物館は、今春で 17 年目を迎えるました。開館以来、当館は資料の収集や調査・研究、史跡の保存整備、展示、教育普及、国際交流事業など幅広い活動に取り組んでまいりました。このような当館の運営・活動に対しまして、日頃より県内外の多くの皆様方から御協力、御支援をいただきておりますことに、心より感謝いたします。

本書に盛り込まれておりますのは、2019 年度における当館の活動の記録です。5 月 1 日に元号が平成から令和に変わり、祝賀の気運の中で当館も順調に運営を続けていましたが、令和 2 年に入ってから、全世界的に新型コロナウィルスへの感染が発生するという不幸な事態に見舞われました。当館も 3 月 5 日から 26 日まで臨時休館となり、行事等は全て中止となりました。この災禍について多言を弄する必要はないでしょうし、未だ見えぬ終息の先に総括がなされることでしょうが、いずれにせよ、激動・節目の年度として、世界に脅威を与えた出来事として歴史に刻まれるものと思われます。

さて、このような状況の中、大変嬉しい出来事がありました。2020 年 4 月 23 日に台湾の邱水金先生（宜蘭县政府文化局）から黒木萌々華さん（西都市在住：通訳）を通して新型コロナウィルスの災禍の中、当館職員の無事を案ずるお電話をいただきました。日本における感染の広がりのニュースに接して、御連絡いただいたとのことです。邱水金先生には、2019 年 10 月に当館ホールにおいて実施した講演会の講師として大変興味深い御講演をいただいたところであり、今回、このような心温まるお便りをいただき感謝の念にたえません。当館が進めている東アジア地域の文化交流は、調査・研究や教育普及での活動はもちろんですが、このような人と人による新たなつながりが生まれていることも、一つの成果といえるのではないかと考えます。

今後も、県内外の多くの方々に親しまれ、開かれた、進化する博物館を目指してまいりますので、皆様方のなお一層の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020（令和 2）年 6 月

宮崎県立西都原考古博物館
館長 本 田 潤 一

I 県立西都原考古博物館の概要

1 沿革

1994(平成 6)年 4月	「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
1995(平成 7)年 3月	「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
1996(平成 8)年 3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
1998(平成10)年 3月 11月	「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定 自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
1999(平成11)年 3月 4月 5月 7月 11月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定 西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置 西都原資料館再編整備検討委員会を開催 「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定 基本設計を契約
2000(平成12)年 7月	展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
2001(平成13)年 2月	建物の実施設計を契約
2002(平成14)年 3月	建物の建築工事を契約、着工（3月12日）
2003(平成15)年 8月 9月 11月	竣工（8月27日） 県立西都原考古博物館条例が県議会で可決 県立西都原考古博物館条例施行（11月1日） 機関設置、職員発令（11月1日 館長他10名）
2004(平成16)年 4月 11月	開館記念式典（4月16日） 開館（4月17日） 開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催（～6月20日） 天皇皇后両陛下ご視察（4月25日）
6月 10月	財団法人日本博物館協会加入（6月21日） 九州博物館協議会加入（10月6日）
2008(平成20)年 1月 12月	韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結（1月11日） 韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結（12月10日）
2013(平成25)年 1月 12月	累積入館者数100万人を達成（1月20日） 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結（12月23日）
2014(平成26)年 4月 11月	開館10周年記念式典（4月18日） 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結（11月14日）
2018(平成30)年 5月 12月	「古代人のモニュメント 一台地に絵を描く 南国日向の古墳景観—」 日本遺産認定（西都市・宮崎市・新富町） 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新（12月28日）
2019(令和元)年11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新（11月14日）
2020(令和 2)年 4月	開館時間を午前9時30分に変更

2 基本理念

(1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

(2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長（常新）する博物館
- 利用者一人一人のための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する博物館

(3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りと、コンクリート打ち放し仕上げについては「つた」をはわせ、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

(4) シンボルマーク

西都原考古博物館のシンボルマークは様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人も必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

三つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。



西都原考古博物館シンボルマーク

3 組織

(1) 2019(平成31)年度

2019(平成31)年4月1日付

館 長 谷口 武範
副 館 長 吉本 正典

【管理担当】

担当リーダー 副 主 幹 松木 寿一
主 査 野澤 弘志
専門主事 鬼束 良一

【学芸普及担当】

担当リーダー 主 幹 松林 豊樹
主 査 田中 敏雄
主 査 堀田 孝博
主 査 松本 茂
主 査 加藤 徹
専門主事 永友 良典
主 事 留野 優兵

(2) 2020(令和2)年度

2020(令和2)年4月1日付

館 長 本田 潤一
副 館 長 吉本 正典

【管理担当】

担当リーダー 副 主 幹 松木 寿一
専門主事 鬼束 良一
主 事 柳田 将希

【学芸普及担当】

担当リーダー 主 幹 松林 豊樹
主 査 堀田 孝博
主 査 松本 茂
主 査 加藤 徹
主 査 後藤 清隆
主 事 留野 優兵

4 施設

(1) 名称

宮崎県立西都原考古博物館

(2) 所在地

宮崎県西都大字三宅
字西都原西 5670番

(3) 設置年月日

2003(平成15)年11月1日

(4) 開館年月日

2004(平成16)年4月17日

(5) 敷地面積

90,122.25m²

(6) 建物

①建設面積 2,334.45m²
②延床面積 6,678.63m²
③構 造 鉄筋コンクリート造4階建
(地下1階、地上3階)

④居室別面積

展示室	1335.63m ²
収蔵展示室	18.0m ²
第1収蔵庫	139.83m ²
第2収蔵庫	170.07m ²
第3収蔵庫	148.83m ²
重要物収蔵庫	25.32m ²
機械室(大)	236.70m ²
機械室(小)	43.78m ²
エントランス	197.42m ²
ホール	325.90m ²
講師控室	14.48m ²
救護室	11.63m ²
館長室	36.00m ²
副館長室	20.25m ²
事務室・研究室	189.91m ²

応接室	43.99m ²	④棟別面積	
情報処理室	36.00m ²	セミナー棟	571.94m ²
保存処理室	66.00m ²	古代構法棟	315.93m ²
資料保管室	15.75m ²	渡り廊下棟	99.36m ²
整理室	46.69m ²	古代住居	27.00m ²
セミナー室	99.82m ²		
トラックヤード	49.72m ²	(8) 関連施設	
情報利用コーナー	21.90m ²	西都原古墳群遺構保存覆屋	
閲覧室	86.15m ²	①建築面積	1,394.00m ²
図書室	66.00m ²	②延床面積	1,394.00m ²
展望ラウンジ	133.92m ²	③構造	鉄筋コンクリート造
その他	3,075.94m ²		木造平屋一部 2階建
(ロビー・階段・通路等)		13号墳内部主体見学施設	
		①建築面積	22.89m ²
		②延床面積	22.89m ²
		③構造	鉄骨造平屋
(7) 構成施設		4号地下式横穴墓保存見学施設	
西都原古代生活体験館		①建築面積	21.24m ²
①建築面積	941.68m ²	②延床面積	21.24m ²
②延床面積	1,014.23m ²	③構造	鉄骨造平屋
③構造	木造平屋一部 2階建		



本館全景

5 宮崎県博物館協議会

(1) 宮崎県博物館協議会委員

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。現在の委員は下記のとおりである。(任期：平成 30 年 7 月 30 日～令和 2 年 7 月 29 日)

区分	氏名	役職名等	専門
学校教育関係者	笠岡 和代	宮崎カトリック幼稚園長	幼稚園
	小園 裕美子	小林市立東方中学校長	小中学校
	野田 尚子	県立児湯るびなす支援学校長	県立学校
	堀田 由美子	尚学館小学校長(私立学校代表)	私立学校
	米良 郁子	元新富町教育長(市町村教育長連絡協議会代表)	教育行政
社会教育関係者	浜砂 澄子	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長	婦人団体
家庭教育関係者	湊 智美	宮崎県 P T A 連合会前副会長	P T A
学識経験者	川野 美奈子	宮崎県社会福祉協議会副会長	社会福祉
	柴田 博子	宮崎産業経営大学法学部教授	歴史
	高谷 精二	南九州大学非常勤講師・宮崎県応用地質研究会長	地質
	出口 智久	宮崎市フェニックス自然動物園長	動物
	冨高 敏明	みやざき観光コンベンション協会専務理事	観光
	前田 博仁	宮崎県民俗学会副会長	民俗
	八ツ橋 寛子	宮崎大学教育学部教授	植物
	柳澤 一男	宮崎大学名誉教授	考古
公募委員	後藤 徹一	元県立高等学校長・公立中学校スクールカウンセラー	公募
	谷山 敦子	元出版社勤務・元編集者・フリーライター	公募

※役職名は2019(令和元)年10月31日現在(区分毎に五十音順、敬称略)。

(2) 開催状況

期日：2019(令和元)年10月31日(木)

会場：西都原考古博物館 セミナー室

議題：①平成 30 年度総合博物館の事業報告及び評価について

②平成 30 年度西都原考古博物館の事業報告及び評価について

③令和元年度総合博物館及び西都原考古博物館の事業計画について

④総合博物館第 3 期中期運営ビジョン及び西都原考古博物館第 2 期中期運営ビジョンについて

⑤その他

6 宮崎県立西都原考古博物館中期運営ビジョン（平成 27～31 年度）

（1）ビジョン策定の目的

宮崎県立西都原考古博物館は、昭和 43 年に風土記の丘整備事業の中で設置された「西都原資料館」を前身とし、西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画に基づいて建設され、平成 16 年 4 月に開館した考古学専門の博物館である。

開館以来、豊かな自然と優れた歴史的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一緒にとなったフィールドミュージアムとして、調査・研究・史跡の保存整備・資料の収蔵・展示・古代生活体験・教育普及・国際交流など、幅広い活動を行ってきた。

展示において、秋の特別展は、開館からの 5 年間は韓国と南九州の関係を考える「日韓交流展」として、そして平成 21 年度からは、台湾を加えた東アジア規模の「国際交流展」として位置づけて実施してきた。

以上の取組の結果、平成 25 年 1 月には、開館からの累計来館者数が 100 万人を突破したところである。

今年度は、開館から 10 年が経過した重要な節目の年であり、これまでの 10 年間を振り返り、開館時の基本理念に立ち返り、新たな今後の運営ビジョンを策定する必要がある。一方、開館後に「博物館法」が改正され、新たに博物館の努力義務として、「運営の状況に関する評価等」が規定された。

以上のことから、事業評価も含めた今後 5 年間の中期運営ビジョンを策定するものである。

（2）ビジョンの期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

（3）ビジョンの基本理念

①博物館事業理念

『未来日向の創造』

西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館である。博物館は、それらの実現のために組織一体となって活動していく。

②コンセプト

○利用者と共に成長（常新）する博物館

考古学の情報は過去の固定化した情報ではなく、常に多くの歴史を物語ろうとしている。展示は、こうした資料の持つ情報の多面性・多層性を表現することを目指す“「常新」展示”という発想に基づいて展開する。

この“常新”的考え方とは、“保存・活用、調査・研究”活動ならびに“教育・普及”活動へも通底し、利用者と共に成長する博物館活動を目指す。

○利用者一人ひとりのための博物館

県民をはじめとした多様な利用者一人ひとりが、自主性・主体性を發揮して博物館活動に関わることのできる知的集客空間を目指す。

博物館と利用者の対話と連携を通じ、個としての関わりを実感できる“私の博物館”となることを目指す。

○次代を担う人材育成に寄与する博物館

考古学を手がかりとして地域の独自性を掘り起こし、新たに表現、創造する活動を通じ、南九州の人々の生きた証を見つめ、地域から発信する総合的な学問として組み立てていく。これは、これからの中崎県、そして我が国を担う人材育成へつながることを目指すものである。

西都原考古博物館は、西都原古墳群と一緒にした遺跡博物館であり、ここを拠点に地域の誇りを磨き直すことで、地域活性化の核となることを目指す。

(4) 博物館運営の基本方針

基本理念を実現するため、本館の4つの特徴を活かした運営を行う。

○フィールドミュージアム

古墳群全体を展示空間としてとらえ、利用者が様々な博物館活動を通して、古墳の知識を学び、時代のイメージを思い描くことができるよう導く。

○常新展示

研究の成果を常に新鮮な形で利用者に提供し、そのニーズに応じて断続的に内容を変化させる展示を行う。

「常設展示」の概念を廃し、固定化することなく常に新しい情報として発信する「常新展示」の考え方に基づいて展開する。

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語、知識等の違いを意識することなく、博物館を訪れる方すべてが安心して利用できるよう施設や設備を整えるとともに、職員やボランティアガイドによる人的なアテンドを充実させる。

○県民等との協働による運営

ボランティアガイドの育成、ミュージアムショップの運営、団体予約の調整等を運営支援業務として委託し、博物館とNPO法人との協働による運営形態を取り入れている。地域や県民等との連携強化を図り、より親しみやすい博物館を目指す。

①調査研究

- ・幅広いテーマの調査・研究に取り組み、その成果を常に展示や史跡整備にフィードバックすることにより、たえず成長し発展する博物館の原動力とする。
- ・国内外の研究者と積極的に交流を行い、研究協力体制の強化を図る。

②資料収集と保存活用

- ・宮崎県の貴重な考古資料を次世代に伝えるため、資料の収集・整理を行い、その保存や維持管理に関する技術・方法の開発に努める。
- ・資料の館内外の活動への積極的な活用を図る。
- ・資料のデータベース化と情報の積極的な公開を図り、他機関との連携を深める。
- ・図書や写真等の資料収集に努め様々な利用者による活用に供する。

③展示

- ・古墳時代を中心とした本県の特徴を浮き彫りにする展示を行う。
- ・利用者の更なる探究心を誘うために最新の研究成果に素早く対応した展示を行う。
- ・国際交流展など郷土と世界とのつながりを意識できる展示を行う。
- ・利用者それぞれの興味や関心によって、多様な情報が得られる奥行きのある展示を行う。

④情報発信

- ・国内外の関係機関との連携を図り、情報の受発信の核となるよう努める。
- ・本館ホームページ、各種広報紙をはじめ、様々なメディアを通して積極的に情報を発信する。

⑤教育普及

- ・生涯学習や学校教育に活かすことができる講座や各種のプログラムを提供する。
- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりが本県の貴重な文化財に親しむための機会を充実させる。
- ・県内の小・中・高校との連携により、児童生徒の学校教育における本館の利用促進を図る。

(5) 実施方針

事業を推進するに当たっては、基本方針を踏まえて以下の通り実施する。

①調査研究

- ・特別史跡西都原古墳群の全容を理解するため、分布調査、測量、発掘調査等を実施するとともに、その保存と活用に関する研究を進める。
- ・地中レーダー探査の研究と実践を行う。南九州の特徴的な墓制であり地上からは直接見ることができない地下式横穴墓の把握や、保存を前提とした史跡の調査、広域遺跡の概要把握など、非破壊的調査の必要性は高く、その方法論の確立と普及に関する研究を進める。
- ・実験考古学の視点から、古代生活体験に関するメニューの開発や、指導法の改善に努める。
- ・調査研究の成果を、あらゆる機会をとらえて積極的に公開する。展示や諸プログラムに反映させ、史跡の保存整備に活かす。また、研究と活動の現状を広く世に問うため、年報や研究紀要、図録や報告書等で情報の共有化を図る。
- ・国内外の研究者との交流を図り、最新の研究の動向をとらえ、本県の考古学研究の牽引者となるように努める。

論文等の執筆、研究発表等	年1回以上(※学芸普及担当職員毎)
--------------	-------------------

②収集保存

考古学専門の博物館として、県内の遺跡から出土した資料の収集保管を行う。特に古墳時代を中心とする鉄製品と古人骨は、当館の収蔵資料の核であり、全国随一の質と量を誇る。こうした資料の収集、保存、管理業務は博物館の基本であり、データベースの構築により、より多くの利用者の活用に供する。

a 鉄製品

地下式横穴墓から出土した古墳時代の鉄製品を中心に収蔵し、保存のための化学的な処理を施し、データベースを整備することで、貴重な文化財を劣化させることなく次世代へ引き継いでいく。

保存処理件数	年 50 点以上(※外部委託を含める)
--------	---------------------

b 古人骨

地下式横穴墓から出土した古墳時代人骨を中心に、800 体以上を収蔵している。形質人類学や分析科学と連携しながら、過去に生きた人々にダイレクトに迫る貴重な資料群として、適切な収蔵管理とデータベース登録を行う。

c 土器・石器等

考古学において最も普遍的な資料である土器や石器について、分類と修復を進めることで資料としての活用の幅を拡げていく。

d 図書・写真等

重要な博物館資料として、実物資料以外にも図書や写真等について、収集・整理分類・登録を進め、利用者の活用に供する。

収集、分類、登録件数	年 1000 件以上
------------	------------

③展示

全ての展示は、「常新展示」の考え方に基づいて展開する。展示資料や説明パネルの更新、複数資料の組合せによる多面的な情報の提供など、多様な展開を実現する。開館以来実施している特別展、国際交流展

及び企画展等についても、常新展示の一環として今後も継続的に実施していく。

入館者数	年 12 万人
------	---------

a特別展

県外資料を含めて展示構成を行い、日本列島における南九州の地域性を明らかにする。

入館者数	年 12 万人
------	---------

b国際交流展

韓国、台湾など国外資料を含めて展示構成を行い、東アジアにおける南九州の位置づけを明らかにする。

実施回数	年 1 回
------	-------

c企画展

主に県内資料により展示構成を行う。古代日向の特徴について、様々な視点で情報発信する。

実施回数	年 2 回
------	-------

dコレクションギャラリー展

主に館蔵資料により展示構成を行う。調査研究や資料管理等、日々の博物館業務の中から設定されるテーマに沿って、焦点を絞った情報発信を行う。

実施回数	年 3 回
------	-------

eその他の展示

考古学に限らず、関連する諸学問や諸分野に関する展示等を行い、多角的な視点で南九州を見つめる。

④情報発信

地元西都市や関係諸機関と連携し、様々な広報手段を活用して、県内はもとより、県外等へ博物館の情報を発信していく。

a広報活動の充実

博物館の利用者を増やすために、様々な広報媒体を使って館の情報発信を実施していく。

各市町村教育委員会、各社会教育施設等の関係機関へ博物館の利用について、働きかけを行っていく。

報道機関への情報提供回数	年 12 回以上
--------------	----------

b博物館ホームページの充実

博物館の最新の情報を発信する主要なツールとして、博物館ホームページの継続的な更新を実施していく。

更新回数	月 2 回以上
------	---------

⑤教育普及

宮崎県の文化財に対する理解を深めるため、県民への教育普及活動を計画的に実施する。また、学校教育における本館利用を促進し、学校教育との連携を図っていく。

更新回数	月 2 回以上
------	---------

a 生涯学習の一環としての教育普及活動（少年団活動を含む）

- ・講演会や考古博講座、体験・実験講座を実施する。
- ・古代生活体験メニューの充実を図り、実践的に学べる機会を提供する。
- ・その他、見学会や説明会など関連活動を実施する。

b 学校教育との連携

- ・学校教育で活用できる博物館を活かした学習素材を提供する。
- ・教育研究会等が開催する各種事業を支援する。
- ・教職員研修を支援するとともに、館主催の教職員向け講座を実施する。
- ・中学生、高校生の職場体験や大学生のインターンシップ、博物館実習等の受け入れを実施する。

⑥ 経営

県の厳しい財政状況の中で、常に経営の効率化を図りながら、利用者のサービス向上に努めていく。

a 県民等からの意見の反映

アンケートを実施し利用者の要望や満足度を把握し、博物館の展示や諸活動に反映させる。また、博物館協議会の意見等を尊重し、館の運営に反映する。

b 県民等との協働

利用者の更なる満足度を高めるとともに、新たな利用者の創出につなげるため、県民等との協働の運営支援業務の更なる充実を図っていく。

c 職員の資質向上

全職員が博物館の社会的役割を自覚し、貴重な文化財を未来へ継承していくため、研修等の充実により職員の資質向上に努める。

d 危機管理体制の強化

日頃から職員一人ひとりの危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制の更なる強化を目指す。

e 施設・設備の管理

開館以来10年が経過し、施設・設備の老朽化が徐々に進んできている。限られた予算の中で、利用者が快適で安全に過ごせることを優先に考え、施設・設備の管理を行っていく。

⑦ その他

a 事業評価について

事業評価は、毎年度自己評価である内部評価と外部評価を実施する。外部評価は、宮崎県博物館協議会に報告し、意見を聴取する。また、評価結果は博物館ホームページ等で公表する。

b ビジョンの見直し

今後、県の行財政改革の変更等に伴い、財源等に著しい変更が生じた場合には、必要に応じてビジョンを見直す。

II 利用状況

1 施設利用状況

(1) 入館者数 2019(平成31)年4月1日～2020(令和2)年3月31日

当該年度は、2020年3月5日から26日まで、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休館があり、全年度を大きく下回った。

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
本館 (うち特別展・企画展・collection gallery展)	78,923 (71,446)
古代生活体験館	15,033
計	93,956

(2) 累積入館者数 2004(平成16)年4月17日～2020(令和2)年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
本館	1,696,447
古代生活体験館	274,709
計	1,971,156

(3) 諸事業への参加者数 2019(平成31・令和元)年度

教育普及事業	参加者数(人)
講演会・考古博講座	323
体験・実験講座	74
計	397

(4) ホールの主な利用状況(当館主催事業を除く)

利用目的	利用日
宮崎県公民館連合会定期総会	5月23日
宮崎県公民館経営セミナー	7月 2日
神話のふるさと県民大学 リレー講座	8月31日
西都・西米良地区中学校英語暗唱・弁論大会	9月26日
宮崎県中学校社会科教育研究大会	10月25日
宮崎県建築士会研究集会	11月30日

※ 300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

施設等使用料

午前(10:00～12:00)

令和元年9月30日まで 3,480円
令和元年10月1日から 3,540円

午後(13:00～17:00)

令和元年9月30日まで 6,960円
令和元年10月1日から 7,080円

* 2019(令和元)年10月1日 使用料改訂

冷房使用料(1時間あたり)

令和元年9月30日まで 1,370円
令和元年10月1日から 1,340円

暖房使用料(1時間あたり)

令和元年9月30日まで 660円
令和元年10月1日から 680円
(松木)

2 館内資料利用及び貸出状況

館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所 属	利用資料	利用目的
2019年4月26～28日	大阪大谷大学	西都原169号墳・下北方古墳出土埴輪	個人研究 熟覧 実測 拓本 写真撮影
2019年5月24日	近畿大学	県内出土赤色顔料	個人研究 熟覧 写真撮影 試料採取
2019年8月3日	奈良文化財研究所	出羽洞穴出土遺物	個人研究 熟覧 写真撮影
2019年8月10・11日	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター	下那珂遺跡・銀代ヶ迫遺跡・神殿遺跡A区・松本原遺跡・広島古墳群出土鏡片	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2019年8月10・11日	大阪大谷大学	西都原169号墳・下北方古墳出土埴輪	個人研究 熟覧 実測 拓本 写真撮影
2019年8月11日	個人	大萩31号地下式横穴墓出土蛇行剣 築池21号地下式横穴墓出土蛇行剣	個人研究 熟覧 写真撮影
2019年8月12日	宮崎市教育委員会	下北方沙汰寺出土鉄器、大坪地下式横穴墓出土鉄器 市の瀬13号地下式横穴墓出土鉄器、六野原古墳群・ 地下式横穴墓群出土鉄器	個人研究 熟覧 計測 写真撮影
2019年9月1日	元興寺文化財研究所	伝持田1号墳出土浮彫式獸帶鏡	個人研究 熟覧 写真撮影 三次元計測
2019年9月11日	滋賀県立大学	伝持田34号墳出土单鳳環頭大刀、伝持田26号墳出土母子三葉環頭大刀、伝本庄出土三葉環頭大刀	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2019年11月9・10日	元興寺文化財研究所	伝持田1号墳出土浮彫式獸帶鏡・盤龍鏡、 伝持田26号墳出土六獸鏡、伝持田古墳群出土五獸鏡	個人研究 熟覧 写真撮影 三次元計測
2019年11月12～17日	個人	島内地下式横穴墓群出土古人骨(21・39・52・ 69・99・113・115・122・124号墓)、旭台地下式横穴墓出土古人骨(9号墓)	個人研究 熟覧 計測 写真撮影
2019年11月22～24日	大阪大谷大学	西都原169号墳・下北方古墳出土埴輪	個人研究 熟覧 実測 拓本 写真撮影
2019年12月4日	京都大学大学院	新田原42号墳出土圭頭大刀・鉄鎌・須恵器、狐塚古墳出土刀装具	個人研究 熟覧 実装 写真撮影
2019年12月14日	東北学院大学	島内地下式横穴墓等出土資料(人骨、金属製品等)	個人研究 熟覧 写真撮影
2019年12月17日	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター	西都原13号墳出土三角縁神獸鏡	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2020年1月15日	奈良県立橿原考古学研究所	西都原13号墳出土三角縁神獸鏡、伝持田1号墳出土盤龍鏡・浮彫式獸帶鏡、伝祇園原古墳群出土方格規矩四獸鏡、伝住吉横穴墓出土方格規矩八禽鏡、伝広島古墳群出土画文帶神獸鏡	個人研究 熟覧 写真撮影 三次元計測
2020年1月20～22日	九州大学総合研究博物館	島内地下式横穴墓群出土古人骨、宮崎県内出土装身具	個人研究 熟覧 計測 実測 写真撮影

資料等貸出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2019年4月9日	都城市教育委員会	築池92-2地下式横穴墓出土一神六獸鏡 1点・玉類6セット	平成31年度 都城歴史資料館企画展「眠りからさめた王さまたち」にて展示するため
2019年4月12日	個人	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	オクサス学会紀要所収の「水をわたる馬」への掲載
2019年4月23日	堺市博物館	六野原古墳群出土小札鉢留眉庇冑・三角板革綴短甲・横矧板鉢留短甲・鉄鎌束・鉄鐸・轡、六野原8号地下式横穴墓出土小札鉢留眉庇冑・三角板革綴短甲、六野原6号墳か1号地下式横穴墓出土横矧板鉢留短甲、六野原10号地下式横穴墓出土鉄鎌束・鉄鐸・轡	特別展「百舌鳥古墳群-巨大墓の時代-」にて展示するため
2019年4月23日	堺市博物館	写真データ6点(上空から見た西都原古墳群、西都原古墳群、六野原8号地下式横穴墓出土小札鉢留眉庇冑、六野原8号地下式横穴墓出土三角板革綴短甲、六野原6号墳か1号地下式横穴出土横矧板鉢留短甲、六野原10号地下式横穴墓出土鉄鐸)	特別展「百舌鳥古墳群-巨大墓の時代-」図録および会場掲示パネル、チラシなど広報媒体に掲載するため
2019年4月23日	堺市博物館	写真データ2点(六野原10号地下式横穴墓出土鉄鎌、轡)(申請者撮影)	特別展「百舌鳥古墳群-巨大墓の時代-」図録および会場掲示パネル、チラシなど広報媒体に掲載するため
2019年5月15日	株式会社スリー シーズン	写真データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚測量図)	株式会社講談社発行予定の『考古学から学ぶ古墳入門』に掲載するため
2019年6月26日	株式会社洋泉社	写真データ3点(埴輪船(レプリカ)、西都原古墳群空撮、西都原考古博物館外観)	株式会社洋泉社発行予定の『百舌鳥・古市古墳群のすべて』(仮題)に掲載するため
2019年7月5日	Exest株式会社	写真データ8点(西都原考古博物館外観2点、展示室内風景4点、西都原考古博物館空撮、展望ランジからの眺望)	Web プラットフォーム「WOWU」にて当館を紹介するため
2019年8月17日	株式会社グレイル	写真データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚空撮)	T J M O O K『今こそ知りたい天皇と日本の始まり』(仮称)に掲載するため
2019年8月27日	株式会社日本経済新聞社	写真データ2点(西都原古墳群空撮、鬼の窟古墳石室)	8月刊行予定の『プラスワン』の特集企画で掲載するため
2019年8月30日	個人	図面2点(市木箱式石棺墓出土頭椎大刀、永野原(伝百塚原)古墳群出土頭椎大刀)(申請者作成)	論文掲載のため

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2019年8月30日	株式会社ガッソエンターテイメント	写真データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚測量図)	BS11『歴史科学捜査班』で放映するため
2019年9月27日	宮崎県埋蔵文化財センター	写真データ1点(日南市狐塚古墳出土資料集合写真)	移動展示会 埋文セレクション日南展にてパネルおよび配付資料に掲載するため
2019年10月14日	指宿市考古博物館 時遊館C O C C O はしむれ	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	令和元年度企画展「海をみつめた古代人-イブスキ人の起源-」においてパネル展示および図録掲載のため
2019年10月14日	新富町文化会館	古代衣装一式	令和元年日本遺産魅力発信推進事業(日本文化遺産認定記念公演)「ヒメたちのものがたり」のポスター写真撮影用衣装として着用するため
2019年10月24日	宮崎市教育委員会	写真データ1点(日向の青銅器 破鏡)	宮崎市生目の杜遊古館展示リニューアルに伴う常設展示パネルへの掲載のため
2019年10月29日	株式会社アルバ	写真データ4点(埴輪子持家(レプリカ)、埴輪船(レプリカ)、西都原古墳群出土遺物、短甲)	文化庁事業 小中学生向け『日本遺産』の作成における、日本遺産「古代人のモニュメント」紹介ページでの画像デジタルデータの使用
2019年10月31日	宮崎青年会議所	古代衣装一式	エストニアでおこなわれる青年会議所世界会議にて着用するため
2019年11月3日	徳島新聞社	写真データ3点(西都原考古博物館外観2点、展示室内風景1点)	徳島大学出版刊行の「企業と大学」12月号掲載のため
2019年11月18日	東京海洋大学附属図書館	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	企画展示「船が育んだ江戸～百万都市・江戸を築いた水運～(3)船－船、舟、船番所－」の解説パネル及び図録に掲載するため
2019年11月19日	朝日学生新聞社	写真データ1点(陣内遺跡出土土偶)	朝日中高生新聞(12月1日号)に掲載するため
2019年12月19日	西都市役所	日向国府跡出土墨書き土器	日向国府保存整備検討委員会における参考資料
2020年2月14日	新泉社	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	発行予定の『大寺山洞穴の舟葬墓』(仮題)に掲載するため
2020年2月14日	株式会社グレイル	写真データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚空撮)	T J M O O K『古代史の「謎」を歩く』(仮称)に掲載するため

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2020年2月20日	宮崎日日新聞社	写真データ2点(元村遺跡出土高坏、下那珂遺跡龍が描かれた壺)	連載『令和風土記 第2部 弥生時代』に掲載するため
2020年3月3日	朝日新聞社	写真データ1点(埴輪子持家(レプリカ))	報道「子持家形埴輪の野焼き焼成」に使用するため
2020年3月3日	読売新聞社	写真データ1点(埴輪子持家(レプリカ))	読売新聞の報道のため
2020年3月3日	個人	図面2点(伝持田1号墳出土 浮彫式獸帶鏡、盤龍鏡)(申請者作成)	論文掲載のため
2020年3月10日	個人	写真データ1点(小木原1号地下式横穴墓出土五獸形鏡)、図面1点(同左)(共に申請者作成)	論文掲載のため
2020年3月26日	N P O 法人むきばんだ応援団	写真データ2点(埴輪子持家(レプリカ)、埴輪船(レプリカ))	W e b サイト『全国子ども考古学教室』において紹介するため
2020年3月31日	株式会社アダック	写真データ2点(46号墳空撮、展示室風景)	発行予定の『てんとう虫/express』2020年5月号 古墳特集に掲載するため
2019年3月11日	株式会社TIFF	写真データ3点(西都原考古博物館外観写真、展示室内写真2点)	「ファミリージャラン」別冊付録「いま、注目！屋内レジャー」に使用
2020年3月31日	個人	写真データ1点(伝持田34号墳出土 単鳳環頭大刀)(申請者撮影)	論文掲載のため

III 事業報告

1 調査研究

調査研究は博物館活動の根幹であり、日常的な取組の成果は、研究紀要や報告書等に掲載するとともに、展示に反映させている。

なお、学芸普及担当職員の研究の成果については本章 6 (5)、刊行物は 6 (6) に記載している。

(1) 世界遺産を目指して！みやざきの古墳魅力向上事業

①地中探査

地中探査は、発掘調査を行わず、非破壊的手法により地下の情報を得ることができるものである。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。古墳の墳丘上や周囲に陥没が認められるものは 50 か所以上におよび、そのほとんどは未調査の状態である。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握するためにも地中探査を実施し、地下の状況を明らかにすることは急務である。

本地中探査は、南九州の古墳文化を広く発信し、世界遺産を目指す取り組みの一環として、西都原古墳群の全体像の解明を目指すもので、2018（平成 30）年度から 3 か年で実施する事業である。地中探査対象地は中間台地上に立地する鷺田支群である。本年度に終了した探査面積は合計 4,497 m² で、307 号墳が位置する三宅神社の境内地内を対象として行った。

次年度は、同じく鷺田支群内の探査を行う予定である。

このほか、他機関から依頼を受けて本年度に実施した探査は、次のとおりである。

- 日向国府跡 5月 10 日 （西都市教育委員会からの依頼）
- 延岡城跡 5月 29 ~ 30 日 （延岡市教育委員会からの依頼）
- 築池地下式横穴墓群 8月 21 日・9月 12 日 （都城市教育委員会からの依頼）
- 下北方古墳群 9月 11 日 （宮崎市教育委員会からの依頼）
- 高城町古墳群 11月 26 日・1月 15 日 （都城市教育委員会からの依頼）
- 島内地下式横穴墓群 3月 5 ~ 6 日 （えびの市教育委員会からの依頼）

（加藤）

(2) 古代歴史文化協議会共同調査研究事業

本研究は、古代歴史文化にゆかりの深い14 県が互いに連携して、これまでに各県が集積してきた考古学及び古代史の研究成果を基礎に、更に共同調査研究することによって、個々の地域的な研究だけでは見えにくかった日本の大きな古代史の流れを解明することをねらいとする。14 県の構成は、埼玉県/石川県/福井県/三重県/兵庫県/奈良県/和歌山県/鳥取県/島根県/岡山県/広島県/福岡県/佐賀県/宮崎県であり、事務局として古代歴史文化協議会を設けている。I 期目は玉類を研究テーマとして、2015 ~ 2017 (平成 27 ~ 29) 年度に共同調査研究の中間報告として毎年度の講演会を開催し、2018 (平成 30) 年度に江戸東京博物館 (2018 (平成 30) 年 10 月 23 日 ~ 12 月 9 日) と九州国立博物館 (2019 (平成 31) 年 1 月 1 日 ~ 2 月 24 日) においてこれまでの成果を集約した展覧会を開催した。2019 (令和元) 年度からは、II 期目として、「古墳時代の刀剣類」をテーマとした調査研究が始まった。開始となる本年度は、研究集会 (8 月 7 ~ 8 日 : 奈良県、1 月 29 ~ 30 日 : 岡山県) と講演会 (12 月 22 日 : 東京都) を実施した。

8 月に行われた第10 回研究集会では、各県の集成状況の報告の後、時代別の 3 つの分科会 (弥生時代～古墳時代前期、古墳時代中期、古墳時代後期) を設置して、14 県を振り分ける (宮崎県は中期分科会) とともに、各分科会で研究テーマの検討を行った。1 月に行われた第11 回研究集会では、各県の集成状況お

より各分科会における検討が行われたほか、成果展に関する検討が行われた。

12月に行われた第4回古代歴史文化講演会「刀剣が語る古代国家誕生」は、古墳時代後期の刀剣類に焦点を当てた内容で、基調講演「刀剣から読む古代朝鮮と倭」(金子大滋賀県立大学准教授)及び後期分科会担当県を中心としたパネルディスカッションが行われ、1025名(申込者数1240名)の参加があった。

(加藤)

(3)特別史跡西都原古墳群史跡整備推進事業

本事業は西都原古墳群の発掘調査および整備保存の継続によって西都原古墳群の基礎的理解を深め、その価値を具現化することを目指し、それによって古墳群に対する県民の広い理解を形成し、史跡の保存と継承を実現する事を目的として、2019(令和元)年度に着手した。

2019(令和元)年度は、西都原115号墳と第1支群横穴墓群の確認調査をおこなった。

西都原115号墳は1913(大正2)の第2次調査で鳥居龍藏らによって発掘されているほか、地中レーダー探査により墳裾部に地下式横穴墓が存在する可能性が指摘されていた。そこで、2019年度の発掘調査では、大正調査の再検証、墳丘構造の解明、地下式横穴墓の有無の確認を目的としてトレンチを設定した。

調査の結果、115号墳の墳丘は一段目葺石最下部の間で東西25m、南北26mの規模であることが判明した。南側墳丘以外では二段築成の縦目地を基準に積まれた葺石と平坦面を確認した。南側墳丘の葺石は、横目地を基準として明確な平坦面を持たず、墳裾から斜面を覆うように積み重ねられていた。今回の調査では、縦目地から横目地への切り替わり方、切り替わる位置は明らかにできなかったため、今後の調査の課題となる。墳頂部では、大正調査坑の範囲を確認した。大正調査坑内の埋土をふるいにかけたところ、鉄製短甲の破片と考えられる鉄片が見つかった。墳裾に地下式横穴墓の堅坑を確認するためのトレンチを設定したが、堅坑と考えられる遺構は確認できなかった。

地中レーダー探査により第1支群で確認された横穴墓群について、2018(平成30)年度から引き続き墓道の規模・形状、平面的な分布状況の確認を目的として調査をおこなった。2019年度調査地点は2018年度調査地点の北側に位置しており、同じ谷筋に属する。4本のトレンチを設定し、新たに1基のくさび形を呈する横穴墓の墓道(5号墓)を確認した。2017(同29)年から2019年度までの調査の結果、第1支群横穴墓群では5基の横穴墓を確認した。

また、2015・2017(同27・29)年度に発掘調査を実施した101号墳について、発掘調査成果に基づいた墳丘復元工事を実施した。工事は2018・2019(同30～令和元)年度の2か年にわたって実施する計画であり、2019年度には古墳前面の不陸整正、古墳に近接する樹木の伐採、解説板の設置をおこなった。

なお、これらの概要については、『発掘調査・保存整備概要報告書(XXII)』としてまとめた。

また、発掘調査報告書は、『西都原101号墳』(特別史跡 西都原古墳群発掘調査報告書15集)を刊行した。(いずれも2020年3月31日発行) (堀田・留野)

(4)特別史跡西都原古墳群保存整備事業

整備が完了している見学施設等の維持管理や、墳丘及びその周辺の除草管理等を行うものである。

古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施している。古墳の墳丘部分は県教育委員会(但し、国有地は除く)、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。このうち除草管理業務は、一般財団法人みやざき公園協会に委託して実施した。 (留野)

(5) 学術文化と相互理解 東アジアの連携推進事業

当館では、開館以来、国際交流を調査・研究の柱と位置づけており、現在は台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を締結し、共同調査研究や職員の人的交流などの交流を行い、国際交流展として成果の一端を公表している。

台湾関係では、4月に台湾新北市考古生活節に参加し、滑石による勾玉製作体験を行った。

6月には国際交流展のための資料借用を行い、宜蘭県政府文化局との協約に基づく13点の鉄器について保存処理を開始し、7月には宜蘭県政府文化局職員等4名を受け入れ、鉄器保存処理について協議を行った。10月から12月にかけて宜蘭県立蘭陽博物館との共催による国際交流展「台湾 宜蘭 漢武蘭遺跡～海路の交わるところ～」を開催した。10月の開会式には、宜蘭県文化局張惠如文化資産科長、蘭陽博物館の陳碧琳館長にご列席いただいた。

韓国関係では、6月に国立羅州博物館からの人的交流による職員3名を受け入れ、11月で期間満了となる学術交流協定について協議し、期間を5か年延長する方向で合意した。当館からは11月に3名が羅州を訪問し、11月14日付けで学術交流協定の更新を締結し、次年度の国際交流展に向けた資料の確認等を行った。

韓国・台湾との学術文化交流も軌道に乗り、協定館を窓口に両国の大学や研究機関との連携も更に進展している。

(松林)

2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

(1) 考古博物館資料整備事業

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「その他考古資料（土器・石器等）」の収集と整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

なお、当館では収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

①鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2019（令和元）年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計56点である。

○西都原111号墳出土の挂甲（小札） 30点

○百塚原古墳群出土の馬具等 23点

○国富町本庄地下式横穴墓群出土の鉄刀 1点

○えびの市灰塚地下式横穴墓群出土の鉄鏸 2点

このうち、西都原111号墳出土の挂甲（小札）30点及び百塚原古墳群出土の馬具等23点については、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填（復元）を行った。

国富町本庄地下式横穴墓群出土の鉄刀1点、えびの市灰塚地下式横穴墓群出土の鉄鏸2点については、株式会社吉田生物研究所に委託して保存処理を行った。 (加藤)

②古人骨

当館に収蔵されている古人骨については、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。

2019（令和元）年度は、資料調査へのいっそう効率的な対応を実現するため、島内地下式横穴墓群（えびの市）、旭台地下式横穴墓群（高原町）などの出土人骨について補修・点検を行い、その他に獣骨の整理も進めた。
(堀田)

③土器・石器等

101号墳・115号墳・265号墳・第1支群横穴墓群の整理作業（水洗・注記・接合）を実施したほか101号墳出土短甲形・蓋形埴輪、延岡市苅田窯跡出土資料の修復作業も実施した。

また、土器・石器の収蔵棚整理と資料のデータベース化を目的として、県内出土玉類・新富町茶碗山窯跡・日之影町出羽洞穴等収蔵資料の再チェックとコンテナの再整理を実施した。
(松本)

（2）図書・写真資料整理

寄贈を受けた図書として、地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会等が発行する調査報告書や、博物館等が発行した年報・研究紀要、図録等がある。蔵書は2018（平成30）年度末では計32,686冊であり、本年度、通常寄贈813冊、個人寄贈9冊、購入4冊、小計826冊を加えて33,512冊となった。

また、写真については、1,584件のデジタルデータ化を行った。
(留野)

3 展示

（1）企画展 I

「炎が生み出すもの～古代日向の鍛冶と鉄～」

期間：2019（平成31）年4月20日（土）～令和元年6月16日（日）

期間中入館者数：16,588人

展示資料：240点

“鍛冶”は鉄素材から鉄の道具を作り出す工程であるが、その本質は鉄の性質を巧みにコントロールする熱処理技術にある。本展示会は、本県出土の弥生時代から古代までの鍛冶関連資料を通じて、どのような鍛冶技術が使用され、そして変化していったのかを紹介した。通常の展示会を中心となることが稀である鉄滓の展示を多く行い、鉄滓と鍛冶技術の関係について学ぶ機会とした。

5月18日には、当館ホールにおいて、「古代日向の鍛冶と鉄」と題した講演会を実施した。
(加藤)

（2）特別展

「埴輪のある風景～日本遺産「南国宮崎の古墳景観」と埴輪～」

期間：2019（令和元）年7月13日（土）～9月8日（日）

期間中入館者数：16,118人

展示資料：104点

2018（平成30）年5月、生目古墳群・西都原古墳群・新田原古墳群など宮崎市・西都市・新富町に残る古墳群が、「古代人のモニュメント－台地に絵を描く　南国宮崎の古墳景観－」として日本遺産に認定された。これは古墳が造られた頃に最も近い景観を今もよく残している点が評価されたことによるが、その一方、古墳は当時の葬送儀礼を象徴するモニュメントとして築かれたものであり、葺石などを伴いきわめて人工的な姿をしていたことも知られている。埴輪はモニュメントとしての古墳を構成する重要な要素の一つであり、古墳時代前期から後期にかけて日本列島各地で用いられたが、埴輪が担った役割は時期によって大きく変化した。本展示会では、南九州の埴輪を中心に取り上げ、当時の政治中枢であり埴輪製作技術など情報の発信地であった畿内地方や、古墳時代後期に独自の発展を遂げた埴輪文化をもつ

関東地方の埴輪との比較を通じ、南九州の埴輪やそれらが樹立された古墳の位置づけについて考えた。

7月28日には、当館ホールにおいて講演会を実施した。また、8月24日には、同じく当館ホールにおいて関連講座を実施した。

(堀田)

(3) 国際交流展

「台湾 宜蘭 漢武蘭遺跡～海路の交わるところ～」

期間：2019(令和元)年10月5日(土)～12月8日(日)

期間中入館者数：18,212人

展示資料：台湾資料111件、国内資料78件

台湾北東部に位置する漢武蘭遺跡では、芸術性豊かな装飾品や金属製品のほか、東アジア各地の陶磁器など多くの資料が見つかっている。台湾と日本を結ぶ南島航路でもたらされた可能性のある資料を通じて、台湾と南九州の繋がりについて考える展示会であり、台湾の漢武蘭遺跡出土の資料と、日本列島出土の貿易陶磁器を取り上げて、15～19世紀における東アジアにおける社会と交易の変化について考える機会とした。

なお、10月26日には当館ホールにおいて講演会を、11月16日にはセミナー室にて関連講座を実施した。

(加藤)

(4) 企画展Ⅱ

「漆黒の輝き 赤の祈り ～ウルシの考古学～」

期間：2020(令和2)年1月11日(土)～3月15日(日)

※新型コロナウィルス感染拡大防止に伴い3月5日(木)～3月15日(日)は臨時休館

期間中入館者数：8,264人

展示資料：64点

ウルシの木は約12,600年前にはすでに日本列島内に存在したとされる。その樹液である漆を利用する文化は日本を含む東南アジア、東アジア等で発展し、日本列島では縄文時代早期・前期には塗料として櫛・器など道具の装飾や、接着剤として道具の接合などに利用されてきた。

今回の展示では、縄文時代から現代まで通観し、各時代に特徴的なトピックを漆に関する出土資料と結びつけ、九州を中心とした多種多様な漆の文化について紹介した。

2月15日には、首都大学東京から山田昌久特任教授を招聘し、関連講座を開催した。また、新たな試みとして、西米良村語り部の会から黒木和代会員を招聘し、漆にまつわる民話の語りを、講座の冒頭で実演していただいた。

なお、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、予定の終期である3月15日(日)を待たず、3月4日(水)までの展示期間となった。

(松本)

(5) collection gallery展

「文化財を守る 伝える」

博物館では、その館の理念や使命に沿って調査研究や資料の収集・保管、展示、教育普及などの業務に取り組んでいる。その中で最も重要な博物館の使命は「博物館資料を後世に守り伝える」ことである。我が国の文化財は木や紙など脆弱な材質が使われており、湿潤な環境の元、先人達は多くの災害や戦禍などから文化財を守り伝えてきた。

コレクションギャラリー展では文化財保存の歴史や博物館での保存対策への取り組み等について4回に分けて紹介した。

①「文化財を守る 伝える ~文化財保存の歴史~」

期間：2019(令和元)年6月19日(水)～7月7日(日)

期間中入館者数：2,842人

展示資料：おぼこ雛人形、クスノキ標本等11点

我が国では奈良時代から「曝涼」という管理システムを用いて、多くに文化財を守り伝えて来た。このシステムは20世紀後半まで広く行われてきた保存法だが、その後、化学薬剤を使った「燻蒸」に変わり、平成に入ると薬剤だけに頼らない「文化財IPM」が取り入れられるようになった。我が国の文化財がどのように守られてきたか、その歴史を紹介した。

②「文化財を守る 伝える ~文化財の保存環境~」

期間：2019(令和元)年9月11日(水)～9月29日(日)

会期中入館者数：5,765人

展示資料：ヤマトシミなどの害虫標本、毛髪式温湿度計、データロガー等25点

文化財の劣化は、温湿度や害虫・カビ、照明や空気質等の様々な要因でおこる。錆やカビによる劣化、害虫による食害、紫外線や有機溶剤による変色、災害や人的要因による破損等が起こらいため、博物館では様々な活動を行っている。考古博物館の活動を中心に紹介した。

③「文化財を守る 伝える ~文化財を守る技~」

期間：2019(令和元)年12月11日(水)～2020(令和2)年1月5日(日)

期間中入館者：2,969人

展示資料：昭和40年代に宮崎県総合博物館でデシケーターを使って保存処理された鉄製品など18点

文化財修復と保存の技をテーマに、屏風や襖などの歴史資料修復の伝統的な装潢技術や考古博物館で取り組む金属製品の保存処理の歴史と方法など、経年劣化や災害など様々な要因で劣化した文化財の修復と保存技術を紹介した。特に、昭和40年代に宮崎県総合博物館で行っていた初期の処理方法について解説した。

④「文化財を守る 伝える ~災害と文化財~」

期間：2020(令和2)年3月28日(土)～4月12日(日)

会期中入館者数：2,235人

展示点数：6点

東日本大震災や熊本地震では多くの文化財や博物館資料が被災した。そのとき、博物館はどんな活動をしたのか。過去の災害での取り組みや課題を紹介し、南海トラフ地震の脅威が迫る本県でどのように災害から文化財を守り伝えていくのか、その活動について解説した。
(永友)

(6)通年企画展示「西都原古墳群の最新調査」

西都原古墳群では、大正元年からわが国初の本格的組織的な古墳の発掘調査が行われ、昭和40年代前半には、第1号の「風土記の丘」として史跡整備が行われた。現在も古墳の保存・整備・活用を目的とした各種の事業を継続しており、これに伴う発掘調査において多くの成果を得ている。

本展示会は、年間を通して近年に発掘調査した成果の紹介を目的しており、本年は、出土古墳を修正するきっかけとなった170号墳出土船形埴輪を展示した。
(松林)

4 情報発信

(1)広報活動

報道機関への当館活動の情報提供は、展示会について7回、講演会・考古博講座について7回、体験・実験講座の関連で6回、考古博少年団の募集について1回行った。

7月上旬の小中学校の夏季休業前に、宮崎市北部および児湯郡内全ての小中学校、県立支援学校に出向き、特別展のチラシと古代生活体験館の案内を全生徒・教員に配付していただくようにお願いした。

10月5日から14日の10日間、宮崎市内の大型商業施設で、国際交流展への誘客を目的としたポスター掲示を行った。

11月からは宮崎市のホテル・宿泊施設6か所と、宮崎市および児湯郡内全市町村の生涯学習主管課、中央公民館等の生涯学習施設11か所を訪れて当館の展示と体験学習メニューの説明を行い、個人・生涯学習等団体の利用についてPRを行った。また、12月には宮崎県福岡事務所にて、福岡県・市内における広報活動の支援や公共の場でのチラシ等の設置を依頼した。

さらに、国際交流展と企画展Ⅱの関連講演会・講座の開催前のタイミングで、新聞広告による告知を行った（10月・2月）。終了後、参加者を対象に実施したアンケートによれば、10月では総回答者35名中18名、2月では46名中10名の方が情報源として新聞広告を挙げ、前者中の「初めて参加した」17名中12名が新聞広告を参加の契機と回答しており、当館の講演会・講座の認知度向上と新規来館者の開拓につながったと考えられる。
(吉本)

(2)博物館ホームページ

博物館ホームページについて、年間通して55回更新し、館行事の告知等を行った。その他、facebookを年86回更新し、館行事の案内に加え、速報的に展示会や講座等の様子を広く知っていただく機会とした。

ホームページのアクセス数は、年総ヒット数2,017,265件、総ページビュー数343,842件、総訪問者数104,749件である。

5 教育・普及事業

(1)講演会

7月28日に、当館ホールにおいて「よみがえった大王墓の埴輪たち－荘厳なる埴輪世界を読み解く－」と題し、高槻市立今城塚古代歴史館特別館長の森田克行氏を招聘して講演会を実施した（参加者48人）。

10月26日には、同じく当館ホールにおいて、台湾から2名の講師を招聘して講演会を催した（参加者59名）。台湾大学教授の陳有貞先生には「淇武蘭遺跡の発掘調査とその意義」と題して、淇武蘭遺跡の発掘調査の成果や遺跡の性格について、また、宜蘭県政府文化局考古工作室リーダーの邱水金先生には「淇武蘭遺跡 & The Kavalan」と題して、遺跡周辺の環境や民俗に関する御講話をいただいた。

(2)考古博講座

実施・予定日	演題	講師	聴講者数
5月 18日(土)	「古代日向の鍛冶と鉄」	当館 加藤 徹	26名
8月 24日(土)	「埴輪群像は何を語るのか」	明治大学 若狭 徹 氏	97名
11月 16日(土)	「陶磁器からみた南九州と海の路」	当館 堀田 孝博	22名
2月 15日(土)	「日本列島のウルシ利用、その過去と現在」	首都大学東京 山田 昌久 氏	70名
3月 7日(土)	「西都原古墳群を歩く」	当館 永友 良典・留野 優兵	中止

(3)体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数	実施日	講座名	参加者数
6月 9日(日)	三種の神器を作る	18名	12月 8日(日)	古代の色で染める	6名
9月 1日(日)	人物埴輪をつくる	10名	1月 26日(日)	古代食を作る	21名
10月 20日(日)	古代アクセサリー 台湾の魚形 金属編み物を作る	14名	2月 9日(日)	土器を作る	13名

(4)その他の講座

「考古学って楽しい!」(小・中学生対象、考古博物館少年団と合同、7月29日)を実施した。小学生1名(考古博物館少年団23名、保護者・兄弟姉妹20名)の参加者があった。

(5)古代生活体験館 体験講座

①設立・運営の趣旨

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをとおして、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にする心情や態度」を培うことを目的としている。

②講座の内容

粘土を用いた土器・埴輪・土鈴・土面づくり、滑石を加工する勾玉づくり、アンギン編みによるコースターづくり、弓錐式の火起こし、ガラスを熱して加工する蜻蛉玉づくりなどの体験講座がある。

③利用状況

2019(平成31・令和元)年度は、年間15,033名が体験館を訪れ、それらのうち12,046名が体験活動を行った。

(6)考古博物館少年団

小学生39名、中学生1名の計40名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。活動内容は以下のとおりである。
(田中)

	実施・予定日	活動内容
第1回	6月16日(日)	結団式・博物館内見学
第2回	7月27日(土)	古墳の学習・埴輪群の模型づくり
第3回	8月18日(日)	古代衣装づくり
第4回	9月8日(日)	石器づくり
第5回	10月13日(日)	勾玉づくり
第6回	11月3日(日)	西都古墳まつり参加(勾玉製作指導ほか)
第7回	12月1日(日)	古代食づくり
第8回	1月9日(日)	土器づくり(成形)
第9回	2月16日(土)	土器づくり(野焼き) 雨天のため中止
第10回	3月7日(土)	1年の振り返り/解団式 新型コロナウィルス対策のため中止



西都原考古博物館少年団

(7) 博物館実習・インターンシップ・職場体験

①学芸員課程博物館実習

学芸員資格取得を希望する大学生を対象に、博物館実習の受け入れを行っている。

本年度は1名の申し込みがあり、館内業務体験や古代生活体験館補助業務、博物館資料の取扱や展示プランの立案・作成などの学芸員業務の実習を行った。

期 間：8月 28日(水)～9月5日(木) 8日間

実習生：崇城大学芸術学部美術学科芸術文化専攻1名

②インターンシップ

・県庁インターンシップ

宮崎県が県内の大学生を対象に実施しているインターンシップ実習生の受け入れを行っている。

本年度は5名の申し込みがあり、来館者対応や図書整理、古代生活体験館や学芸員の補助業務等の実習を行った。

期 間：8月 22日(木) 1日間

実習生：別府大学文学部1名、日本大学危機管理部1名、福岡大学人文学部1名、宮崎大学農学部1名、宮崎公立大学人文学部1名

・専門学校

期 間：7月 27日(土)・28日(日)

実習生：大原簿記公務員専門学校宮崎校公務員科2名

・高等学校

期 間：10月 24日(木)・25日(金)

実習生：宮崎県立佐土原高等学校産業デザイン科2年3名

期 間：12月 3日(火)～5日(水)

実習生：宮崎県立妻高等学校情報ビジネスフロンティア科1年3名

③職場体験

期 間：7月 2日(火)・3日(水)

実習生：西都市立妻中学校3年2名

期 間：7月 5日(木)

実習生：西都市立三納中学校2年1名

(8) 学校との連携

①県立西都商業高校

西都商業高校が毎年取り組んでいる商業科専門科目の「課題研究」に、昨年度に引き続き協力した。商品開発班の4名は、古代生活体験館の指導のもと勾玉作りの工程を習得し、商品の仕入れやイベント企画作りを行い、12月に西都ショッピングセンターで開催された「ありがとう西都フェア」において来場者に勾玉づくりを体験してもらうイベントを実施した。

また、別の班では考古博物館3階「喫茶 ラウンジ」を運営する「うからん里」の指導のもと、オリジナルパフェの作成に挑み「西都商・古墳パフェ」を商品化した。パフェは「喫茶ラウンジ」の新メニューとして販売されている。

②県立児湯るぴなす支援学校

2月6日から28日まで、児湯るぴなす支援学校の主催により「こゆるぴなすアート・フェス」を、本館エンターテインメントホールで開催した。多くの作品が展示・陳列され、3,822名の見学者が訪れたほか、新聞報道でも

取り上げられた。

(永友)

6 館運営・その他の活動

(1) 博物館運営支援業務(NPO法人 i さいと)

①概要

「特定非営利活動法人 i さいと」が運営支援業務に携わって、今年度で 11 年目を迎える事となった。また西都原ボランティア協議会の事務局として、ボランティアガイドのコーディネートや研修・講座の企画と実施や協議会の事務局運営を行った。加えて、博物館友の会の事務局として会員募集や企画の実施等を行った。

団体受入れに関する業務や古代生活体験館の体験活動における各種運営補助等の業務においては、その実施により博物館における活動および運営支援に関しての幅広い活動を行ってきた。このような活動は、開館当初からのコンセプトである「博物館(県)」、「ボランティア(西都原ボランティア協議会)」、そして「N P O 法人(i さいと)」の三者が協働して博物館の活動や運営にあたるという考えに基づいたものである。

「特別史跡公園 西都原古墳群」は、“フィールドミュージアム”という位置づけがなされており、古墳群と当博物館とは密接な関係性を持っている。そこで 3 年前から取り組みを始めた博物館のボランティアと古墳群のボランティアによる交流会を行って、博物館と古墳群のボランティア相互に情報の共有化を図るようにしている。

またボランティアに対する研修については、主に館内で実施する定期研修(展示解説研修、講座・講演会等)のほかに、館外研修として今年度は、西都原古墳群や新田原古墳群と共に日本遺産に認定された生目古墳群と蓮ヶ池横穴群を巡る「もっと知りたい!生目古墳群と蓮ヶ池横穴群」を 6 月に日帰りで実施。2 月には 1 泊研修「“豊の国”古代から中世の旅」を実施。大分県の大分市と臼杵市の施設や古墳などの遺跡を見学した。

さらに今年度は、新たなガイドボランティアの獲得と養成、現ガイドボランティアにとっての再確認を目的とした「ガイドボランティア養成連続講座」(特別講座等を含む)を当博物館と共同で前期 5 回、後期 7 回実施した。うち 3 回は、ボランティア協議会も協力して開催した。

その他にも、運営支援の一環として、ミュージアムコンサートや各種作品の展示販売などを実施した。なかでも、特別展「埴輪のある風景」に合わせて、お子さんを対象とした「はにわコンテスト」を実施。50 点をこえる応募があり、9 月にはその応募作品の中から館職員やボランティアが選んだ 11 点に対して表彰を行った。また、昨年に引き続き、プロの演奏家によるミュージアムコンサートを展示室で実施。独特の雰囲気の中でのコンサートとなりたいへんに好評をいただいた。新たな取り組みとして、雑貨や県内クラフト作家による「博物館 de マルシェ」を音楽イベント「BRASH 2019」と合同で秋に開催した。この中では、乗馬体験やヨガ教室などを新たに実施し好評であった。



ミュージアムコンサートの様子



はにわコンテスト応募作品

②コーディネート業務

a. 運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ2名、非常勤スタッフ4名（11月のみ5名）を配置し、必要に応じて本部スタッフも加えて運営支援業務を行った。

ボランティアガイドの研修計画や体験館プログラム作成などの運営支援を実施するにあたっては、博物館学芸員や体験館指導員等と緊密に連絡をとり協議を重ねたうえで当該業務を行った。

また、西都原ボランティア協議会事務局の運営においては、常勤スタッフ1名（必要に応じて増員）が、協議会会員代表による世話役会等に参加するなどして、協議会の活動方針作成や会計業務等の支援を行った。

b. ボランティアガイドの募集(随時)と配置

新規ボランティアの募集に関しては、大和証券福祉財団の助成を受けて募集パンフレットを新たに作成し、西都市社会福祉協議会など市内各所に配布した。また、館内に掲示するとともに、館の内外で開催される各種の講座や講演会等においても案内を行った。さらに、当法人や協力団体が運営する各種公共施設やその他の施設等で開催される講座などの会場で募集チラシの配布を行った。当法人が参加する各種会合（西都原連絡会など）においても、ボランティアの活動紹介とボランティア募集の案内を行った。当法人が運営するミュージアムショップにおいても、ボランティアの活動紹介（紹介映像の放映など）と募集案内を行っている。

その他にも、SNSを活用して、各種イベントや活動の紹介、そしてボランティア募集の案内も行った。さらに「博物館 de マルシェ」にボランティア協議会と協力してまが玉作り体験ブースの出展を行い、その活動をアピールする機会とした。

ボランティアの配置については、各ボランティアの月間活動予定の集約を行い、案内予約状況に応じて日ごとの配置を行ってきた。案内予約に対してボランティアの不足が発生した場合には、事務局が個別にボランティアに打診し、その配置を行った。事務局スタッフも緊急の場合には案内ができるよう、機会あるごとにボランティア同様に研修に参加するよう努めている。

c. ボランティアガイド研修

※今年度実施実績

研修内容	回数	研修内容	回数
館内展示解説研修（ギャラリー展含む）	7回	館外研修	2回
ボランティアガイド交流会	4回	サテライト講座	3回
ボランティアガイド自主見学会	1回	館主催の講座・講演会への参加・協力	12回
一般研修・連続養成講座・特別講座	12回		

ボランティアの研修については、展示会ごとに行う展示解説研修をはじめとして今年度は、養成連続講座等を加えて計20回の研修を実施した。さらに、毎年2回実施している館外研修も、日帰りで「もっと知りたい！生目古墳群と蓮ヶ池横穴群」、また、大分県大分市と臼杵市を見学地として1泊研修「“豊の国”古代から中世の旅」を行った。

今年度はさらに新たな企画として「博物館がまちにやってきた！」と題したサテライト講座を宮崎市で実施した。これまで当博物館で開催される講座になかなか足を運ぶことが難しかった方にはたいへん好評であった。加えて、2回目の講座では、開催中の展示会と連動した内容で行ったため、講座に参加したことがきっかけとなって、博物館に来館されたという方もいた。



館外研修の様子

d. ボランティア協議会事務局運営

常勤スタッフが西都原ボランティア協議会の世話役会等に出席して、会の活動方針策定や会計処理等の事務局業務を行った。また、協議会が独自に行う企画や活動にも参加してその運営を支援した。

以上のような運営支援を行うためのボランティアガイド研修計画作成等については、博物館学芸員と情報の共有を図り、緊密な連携のもとで随時連絡調整をおこないながら作成・実施を行った。

③博物館友の会会員募集及び企画作成

a. 西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、募集チラシの作成・配布はもちろん、館内外の施設での掲示及び設置や、開催される各種の講座・講演、会合等の場での案内も行った。また、会員向けに年4回発行している「友の会ニュース」では、博物館職員から寄稿してもらうなど内容の充実を図り会員の満足度の向上に努めている。

b. 西都原考古博物館友の会事業

会員特典としてミュージアムショップでの割引販売を継続実施した。また、会員向けの「友の会ニュース」を今年度においても年4回発行し、研修・講座等の案内とともに送付した。

c. オリジナル年間スケジュール手帳の作成と配布

「オリジナル年間スケジュール手帳」を作成して配布した。この手帳は、友の会会員だけでなく、ボランティアガイドや博物館職員、関係者へも配布した。

d. 西都原考古博物館友の会会員研修会への参加

友の会会員特典の一つとして、本来はボランティアのみを対象とした各種研修への参加案内を行った。

④団体受付及び団体受入れ計画案の作成

団体受付については、事前に電話やFAXでの（利用申込書による）申込みを受領した後に、内容等をチェックして受付確認書を発行、もしくは電話での確認を行うことで最終受付とした。

申込内容を確認した後、各ボランティアから提出された月間活動希望シートに基づいて作成した活動予定期レンダーを参考にしながら案内担当のボランティア配置を行った。

その結果、案内ボランティアが不足するなどした場合は、事務局が個別にボランティアと連絡を取り不足の無いよう調整した。申込者によっては（専門機関や公的機関など）学芸員による案内を希望される場合もあり、その際には学芸普及担当と協議を行い人員の配置を行った。

以上の結果については、団体予約予定表にまとめて毎週の定例会で発表し、博物館と情報を共有するとともに、必要に応じて協議を行った。また、事務室のホワイトボードにも予約状況を書き出し、誰でもが確認・共有できるようにしている。

⑤講座体験活動の運営補助、材料発注及び購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座体験活動に必要な材料確保を行った。その他、体験館における日常の業務としては、毎日の売上の集計。月末には材料の在庫数量の確

認（棚卸）を行った。

また、体験館指導員、古代生活体験館担当学芸員と協議して材料の発注・購入及び団体受入れを行った。

(iさいと 江河)

2019(平成31) 年度 団体予約件数年度合計

2019(平成31)年4月1日～2020(令和2)年3月31日

年度合計	団体予約件数	予約人数	博物館見学 予約件数	古墳群見学 予約件数	体験館 予約件数
	290	9,868	196	131	106

学校関係						社会教育 関係	観光 関係	福祉 関係	官公庁 関係	その他
110										
小学校	中学校	高校	特別支援 学校	専修学校 大学	P T A その他	48	60	27	21	24
71	10	8	2	4	15					

(2) 館の施設・設備管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

本館は開館から16年が経過しており、施設・設備の老朽化が進み、更新時期を迎えているものもあるため、計画的な修繕・改修に努めた。小規模な修繕については予算の範囲内でその都度行ったが、大規模な修繕については膨大な予算を伴うため関係機関と協議を行いながら、計画的な修繕・改修に努めている。

修繕を行った設備は、浄化槽、空調用自動制御機器を含む空調機器、エレベーター等である。

(松木)

(3) 危機管理

不特定多数の人間が利用する当施設では、来館者を含めた館内にいる全ての者の安全を常に確保できることが最も重要である。

地震及び地震による火災発生等有事に、来館者・職員等が無事に避難できるように、通報・初期消火・避難誘導等の要領を習得することを目的として、館関係者(職員、NPO、警備・清掃・中央監視スタッフ)の防災訓練を3月に計画したが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休館により中止となった。

また、今年度も防災訓練に加えて、N P O法人 i さいとと共催で救命法講習を実施する予定していたが、こちらも中止となった。

(松木)

(4) 職員の研修

本年度も、交通安全研修（5月）や人権教育行政担当者研修（6月）など行政職員対象の研修に職員が参加したほか、職員全員が一堂に会する全体会の機会を捉えて、人権問題やコンプライアンス遵守、交通安全についての館内研修を行った。

専門分野では、古代歴史文化協議会共同調査研究（III -(1)- ②参照）の研究会に職員が2回参加したほか、第9回文化財 IPM コーディネーター資格取得講習会（12月）や第2回宮崎県博物館協議会研修会（2月）など、県内外の研究会に参加した。

(吉本)

(5) 職員の研究・活動等記録

松林 豊樹（考古学）

①講演・学会発表等

- ・「特別史跡西都原古墳群と宮崎県立西都原考古博物館の概要について」古代生活探求 2019 新北市国際考古学フォーラム 於：新北市立十三行博物館 2019（令和元）年5月23日
- ・「土地の歴史と埋蔵文化財～発掘調査でわかること～」令和元年度宮崎県建築士会研究集会西都大会 於：宮崎県立西都原考古博物館 2019（令和元）年11月30日
- ・「西都原考古博物館の楽しみ方～そのためにガイドボランティアに求められるものとは～」
令和元年度 ガイドボランティア養成講座 2020（令和2）年1月13日 於：宮崎県立西都原考古博物館

②著書・論文等

- ・「資料紹介 宮崎市所在 平村遺跡採集の青磁碗について」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・九州前方後円墳研究会会員

田中 敏雄（教育普及）

②著書・論文等

- ・「体験・実験講座実践報告－『三種の神器を作る』、『台湾の魚形金属編物を作る』について－」
『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月

堀田 孝博（考古学）

①講演・学会発表等

- ・「陶磁器からみた南九州と海の路」『台湾 宜蘭 淡武蘭遺跡～海路の交わるところ～』関連講座
於：宮崎県立西都原考古博物館 2019（令和元）年11月16日
- ・「西都原古墳群を楽しもう！～古墳群の考古学的価値とその魅力を学ぶ～」令和元年度
ガイドボランティア養成講座 於：宮崎県立西都原考古博物館 2020（令和2）年2月2日

②著書・論文等

- ・『埴輪のある風景～日本遺産「南国宮崎の古墳景観」と埴輪～』令和元年度特別展図録 2019（令和元）年7月
- ・「宮崎県の様相」『南九州から奄美群島の貿易陶磁』第40回日本貿易陶磁研究集会（鹿児島大会）発表要旨・資料集 日本貿易陶磁研究会 2019（令和元）年9月
- ・（共著）『台湾 宜蘭 淡武蘭遺跡～海路の交わるところ～』令和元年度国際交流展図録 2019（令和元）年10月
- ・「宮崎県内におけるビロースクタイプ白磁III類の報告事例」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月
- ・『西都原101号墳』特別史跡西都原古墳群発掘調査報告書第15集 宮崎県教育委員会 2020（令和2）年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・鹿児島陶磁器研究会会員
- ・九州前方後円墳研究会会員

松本 茂（考古学）

①発表・講演等

- ・「漆黒の輝き 赤の祈り ウルシの考古学」まちなか考古学講座 於：KITEN 2020（令和2）年1月 18日

②著書・論文等

- ・「宮崎県の動向」『九州旧石器』第23号 2019（令和元）年11月
- ・「第29回九州縄文研究会宮崎大会の記録」『第30回 九州縄文研究会 鹿児島大会』発表要旨・資料集 2020（令和2）年2月
- ・「ナイフ・マイクロ共伴説のゆくえ」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・日本考古学協会会員
- ・日本旧石器学会会員

加藤 徹（考古学）

①発表・講演等

- ・「古代日向の鍛冶と鉄」『企画展I 古代日向の鍛冶と鉄 関連講座』 於：西都原考古博物館 2019（令和元）年5月18日

②著書・論文等

- ・（共著）『台湾 宜蘭 淡武蘭遺跡～海路の交わるところ～』令和元年度国際交流展図録 2019（令和元）年10月
- ・「宮崎県における弥生時代鉄器の様相について（2）」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・考古学研究会会員
- ・たら研究会会員

永友 良典（考古学）

①発表・講演等

- ・「コレクションギャラリー展『文化財を守る 伝える』①」まちなか考古学講座 於：KITEN 2019（令和元）年12月18日

②著書・論文

- ・「下北方13号墳出土形象埴輪の再検討－組織・配置・工人編成の分析に向けて」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・駿台史学会会員
- ・文化財写真技術研究会会員
- ・文化財 IPM コーディネーター

留野 優兵（考古学）

②著書・論文等

- ・「写真計測（SfM/MVS）の利用例」『宮崎県西都原考古博物館研究紀要』第16号 2020（令和2）年3月
- ・『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XXII）』宮崎県教育委員会 2020（令和2）年3月

（6）刊行物

2019（平成31・令和元）年度の刊行物は以下のとおりである。

①図録 特別展『埴輪のある風景～日本遺産「南国宮崎の古墳景観」と埴輪～』

2019（令和元）年7月13日刊行 A5版54頁

2018（平成30）年5月に、生目古墳群・西都原古墳群・新田原古墳群などが日本遺産に認定されたことをうけて開催した展示会の図録である。本書では、古墳時代前期から後期にわたる埴輪の出現から消滅までの流れと、各時代における埴輪の種類や役割の変化について、南九州・畿内地方・関東地方の埴輪を取り上げつつ紹介した。

②図録 国際交流展『台湾 宜蘭 漢武蘭遺跡～海路の交わるところ～』

2019（令和元）年10月5日刊行 A5版78頁

台湾北東部に位置する宜蘭県立蘭陽博物館と宜蘭県政府文化局の協力を得て開催した展示会の図録である。宜蘭県に位置する漢武蘭遺跡から出土した考古資料を中心に掲載し、遺跡を残した台湾原住民族の噶瑪蘭族の歴史を紹介した。また、漢武蘭遺跡の中心的時期である15～19世紀頃の県内出土貿易陶磁器を合わせて掲載し、当事の東アジアにおける交易と社会の情勢について考察を行った。

③『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第16号

2020（令和2）年3月22日刊行 A4版74頁

当館の職員および共同研究者による研究成果の周知を目的として刊行。論考等7本、資料紹介1本、考古博体験・実験講座等成果報告1本を所収した。

④『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XXII）』

2020（令和2）年3月 宮崎県教育委員会刊行 A4版8頁

宮崎県教育委員会が文化庁の補助を受けて、実施した西都原115号墳および第1支群内で発見された横穴墓群の確認調査、2018・2019年の2か年計画で工事を行う101号墳の復元整備についての概要報告書である。

⑤『西都原101号墳』特別史跡西都原古墳群発掘調査報告書第15集

2020（令和2）年3月 宮崎県教育委員会刊行 A4版86頁

文化庁の補助を受け、宮崎県教育委員会が2015・2017年度に実施した西都原101号墳の発掘調査報告書である。

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等

県立西都原考古博物館条例

(平成 15 年 9 月 26 日 条例第 42 号)

最終改正 平成 16 年 3 月 26 日条例第 26 号

(設置)

第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第2条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西 5670 番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第3条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 16 年 4 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の表に規定する考古博物館に係る第 1 条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 16 年 4 月 16 日までの間においては、同条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項」とあるのは、「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条」とする。

附則（平成 16 年 3 月 26 日 条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則

(平成 15 年 10 月 31 日 教育委員会規則第 15 号)

最終改正 令和 2 年 2 月 25 日教育委員会規則第 2 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成 15 年宮崎県条例第 42 号）第 6 条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第2条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算の執行及び決算に関すること。
- (3) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関するものに限る。ただし、委員の任免を除く。）
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

(職及び職務)

西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学芸員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

3 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができます。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

(開館時間等)

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

(2) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。)

(3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(4) 特別整理期間(あらかじめ、館長が定めて公示する期間)

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

(1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為

(2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為

2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。

(2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。

(3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。

(4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。

(5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書(別記様式第1号)を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施 設 等	位 置
ホール及びホール設備	使用日の2日前の日

2 使用許可は、施設等使用許可書(別記様式第2号)により行うものとする。

3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。

(1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。

(2) 営利を主たる目的とするとき。

(3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書(別記様式第3号)を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

- 2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書(別記様式第4号)により行うものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めたときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

第5章 使用料の還付等

(使用許可の取消しの申出)

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書(別記様式第5号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。)別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

- 2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記様式第6号)を館長に提出しなければならない。

第6章 博物館資料の利用

(博物館資料の館内利用)

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

- 2 博物館資料(図書資料を除く。)を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書(別記様式第7号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書(別記様式第8号)を交付するものとする。

(図書資料の複写)

第17条 図書資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

- 2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書(別記様式第9号)を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

- (1) 技術的に複写が困難な図書資料
- (2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区分	単位	金額
電子複写(単色のもの)	複写1面につき	10円

(博物館資料の館外利用)

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書(別記様式第10号)を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定めるもの

(4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書(別記様式第11号)を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

(弁償)

第19条 入館者、使用者又は利用者(第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。)が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第7章 寄贈及び寄託

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書(別記様式第12号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書(別記様式第13号)を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

第8章 雜則

(博物館資料の選定及び評価)

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財價格評価員に関する規程(昭和44年3月15日文化庁長官裁定)に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則(平成16年4月15日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の県立西都原考古博物館管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の県立西都原考古博物館管理規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則(平成18年3月30日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 7 月 21 日 教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 2 月 25 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

（平成 17 年 12 月 1 日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則（平成 16 年宮崎県教育委員会規則 第 15 号、以下「規則」という。）

第 22 条の規定により県立西都原考古博物館（以下「博物館」という。）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第 4 章に規定する施設以外の利用をいう。

（施設利用承認）

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

(1) 教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国 地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条に規定する教育機関

(2) その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」（様式第 1 号）に利用計画書を添付し利用期日の 10 日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」（様式第 2 号）を交付し、「施設利用受付台帳」（様式第 3 号）に記録する。

（利用時間）

第4条 利用時間は、原則として午前 10 時 00 分から午後 5 時 30 分とする。但し休館日は除く。

（利用の制限）

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の 1 に該当しないと認める場合に承認するものとする。

(1) 申請書の内容に偽りがあると認められるもの

(2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 火気の使用（但し、館長の許可を受けた場合を除く）及び営利活動に該当すると認められるもの

(4) その他利用が適当でないと認められるもの

（利用者の遵守事項）

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

(2) 施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任は負わないものとする。また、盗難、事故等についても一切責任は負わない。

（利用の場所）

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

（利用後の検査）

第8条 利用者は、利用後 自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（利用に要する費用）

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成 13 年 3 月 29 日条例第 23 号)

改正 平成 14 年 3 月 27 日条例第 19 号
平成 15 年 9 月 26 日条例第 42 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 20 号
平成 17 年 3 月 29 日条例第 38 号
平成 17 年 7 月 22 日条例第 62 号
平成 18 年 3 月 29 日条例第 38 号
平成 18 年 10 月 1 日条例第 63 号
平成 19 年 3 月 16 日条例第 26 号
平成 19 年 12 月 26 日条例第 64 号
平成 21 年 3 月 25 日条例第 21 号
平成 22 年 6 月 25 日条例第 33 号
平成 26 年 3 月 26 日条例第 36 号
平成 28 年 3 月 14 日条例第 14 号
平成 31 年 3 月 22 日条例第 24 号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例(昭和 25 年宮崎県条例第 50 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条の規定に基づく使用料及び同法第 227 条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例(昭和 39 年宮崎県条例第 36 号)第 6 条第 1 項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料生きんを收受している場合は、この限りではない。

- (1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる高等学校(以下「県立高等学校」という。)及び中等教育学校(以下「県立中等教育学校」という。)授業料及び科目履修料
- (2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる学校(以下「県立学校」という。)県立学校体育施設照明施設使用料
- (3) 宮崎県体育館 体育館使用料
- (4) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料
- (5) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料
- (6) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料
- (7) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料
- (8) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第 1 に定めるとおりとする。

一部改正 [平成 16 年条例 20 号・17 年 38 号・62 号・22 年 33 号・26 年 36 号]

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第 2 項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

- (1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料
- (2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料
- (3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料
- (4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1 に掲げる中学校(以下「県立中学校」という。)、県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施入学者選抜等手数料
- (5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

- (6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2条第3項の規定に基づく特別支援教育療育(以下「領域」という。)の追加を定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付教育職員免許状授与等手数料
- (7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定(以下「教育職員検定」という。)の実施 教育職員検定手数料
- (8) 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第3項第3号の規定に基づく確認、同条第4号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定(以下「免許状の更新等」という。)又は免許状更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料
- (9) 県立美術館において行う宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料
- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料 (11) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の制作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 高等学校入学料 入学の時
(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時
(3) 通信教育入学料 入学の時
(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時
(5) 宮崎劍美術展出品手数料 作品搬入の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項(前項に定めるものを除く。)については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

一部改正[平成16年条例20号・17号38号・18年32号・63号・19年26号・21年21号]

(減免)

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

(不還付の原則)

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合
(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合
(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附則(平成14年3月27日条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年9月26日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。(後略)

附則(平成16年3月26日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の8の項の改正規定(「体育館」の下に「(宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。)」を加える部分に限る。)交付の日

(2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定(同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。)平成16年4月17日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。附則(平成17年3月29日条例第38号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成17年7月22日条例第62号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月29日条例第32号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年10月1日条例第63号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月16日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600」とする。

附則(平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附則(平成21年3月25日条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成22年6月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成26年3月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の

支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後の公立高等学校(同条第2項に規定する高等学校をいう。)に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

附則(平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成31年3月22日条例第24号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係) より一部抜粋

使用料	区分		単位	金額	納期
6 西都原考古博物館	ホール		午前	3,540円	使用許可の時
			午後	7,080円	
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,370円	使用終了の時
		暖房設備	同	680円	
音声ガイド		1台1回につき		420円	使用前

備考

- 1 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 2 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。
- 3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

2 各種様式

別紙

施設等使用許可申請書		年	月	日	法人名：		
県立西都原考古博物館長 殿		所	性別 (男・女)		役職名		
申請者	電話 番号 名 生年月日	年	月	日	(⁽²⁾ ⁽³⁾) 氏名	性別	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 〔及び名称並びに代表者の氏名 及び名前並びに代表者の氏名〕					年	月	
県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定により、 次のとおり申請します。					年	月	
使用の目的		行事の名称	ホール設備 (冷暖房) 使用期間			明治・大正・昭和・平成	
使用責任者		住所 氏名	年	月	日	年	月
ホール使用期間			年	月	日	年	月
			年	月	日	年	月
			年	月	日	年	月
			年	月	日	年	月
備考			年	月	日	年	月

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備 (冷暖房) 使用料は使用終了の時となります。
2 申請者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(注) 1 法入登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。
(注) 2 この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するためには使用するごととし、その他の目的のためにには一切使用しません。

書請參軍麥可許用傳設佈

目 月 年

印

年月日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり
許可します

使 用 の 目 的	行 事 の 名 称								
	行 事 の 内 容								
使 用 責 任 者	住 所								
	氏 名								
		ホ ー ル 使用 期 間							
		年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で	年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で
		年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で	年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で
		年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で	年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で
		年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で	年 年	月 月	日 日	時 か ら 時 ま で
		ホ ー ル 使用 料						ホ ー ル 設 備 (冷 暖 房) 使用 料	

(注) 使用料の納期は、ホーリー専用料または使用料の時、ホール設備(冷暖房)は更用終了の時となります。

<p>〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名前並びに代表者の氏名 〕</p>	
年　月　日付け第 号で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用を変更したいので、 西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
備考	
付書類 施設等使用許可書の写し	

添付書類 施設等使用許可書の写し

施設等使用変更許可書

年 月 日 年 月 日

文書番号

年 月 日

様

県立西都原考古博物館長

印

年 月 日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

申請者 住所 申請者 住所
電話 氏名 電話 氏名法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
年 月 日付け第 号で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用を中止したいので
県立西都原考古博物館管理規則第14条第1項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。

取消しの申出をする理由

考 備

添付書類

- 1 施設等使用許可書
2 変更の許可を受けている場合にあつては、施設等使用変更許可書

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者	住 所
電 話	法人にあつては、主たる事務所の所在地
氏 名	及び住所並びに代表者の氏名

年 月 日付け第 号で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付を受けたい
ので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由	
既納の使用料	納付日
	年 月 日
還付請求額	納付額 円

添付書類
1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
2 使用料を納付していることを証する書面

口 座 振 込 申 出 書	
振込先金融機関名	銀行 支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者	住 所
電 話	法人にあつては、主たる事務所の所在地
氏 名	及び住所並びに代表者の氏名

申請者	住 所
電 話	法人にあつては、主たる事務所の所在地
氏 名	及び住所並びに代表者の氏名

次のとおり博物館資料を館内利用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第16条第1項の規定により申請します。

館内利用目的	
博物館資料の名称	形 状 数 量 備 考

利 用 希 望 日 時
利 用 の 方 法
撮 影 の 有 無
備 考

博物館資料館内利用承認書

図書資料複写申込書

年月日

様

県立西都原考古博物館長

印

県立西都原考古博物館長 殿

年月日付で申請のあつた博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的				
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	図 書 資 料 名
利 用 時				
利 用 場 所				
利 用 の 方 法				
そ の 他 条 件				

申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

複写目的	複写箇所
------	------

(注) 1 図書資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りにおいて行います。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

日 月 年

所 話 名
住 電 氏
申請者

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

次のことより博物館資料の館外貸出しを受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館外貸出目的	博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
貸出期間				
保管場所				
資料運搬方法				

博物館資料寄贈申込書

博物館資料寄贈申託受領書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

申請者 住所 電話 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条
第1項の規定により申請します。

目録			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

年 月 日

県立西都原考古博物館長

印

样式第1号

書 譜 認 承 用 利 設 施

殿長館物博物考古原都西立県

日 月 年

樣式 第2号

書認承用証利証

日 月 年

卷之三

月 日付けで申請のあつた施設の利用については、次のとおり承認します。

申請者　住 所　團體名　(代表者) 氏名　電話(　　) 印

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名 称						
利 用 期 間	年 月 日 年 月 日 時 時 分 分 から まで					
利 用 区 分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他					
利 用 予 定 者 数	主催者数 () 人 参加者数 () 人 合 計 () 人					
利 用 承 認 条 件	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開館前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状にて回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合が利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認めたときは利用を取消し又は中止させることができる。 11取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等にも県は一切責任を負わない。	12その他 (別紙のとおり)				

号番認承

施設利用受付台帳(年度)

区分 [A・エントランスホール
B・セミナー室
C・展示ラウンジ
D・廊下の跨面
E・休憩スペース
F・休憩室
G・その他]
県立西都原考古博物館

3 利用案内

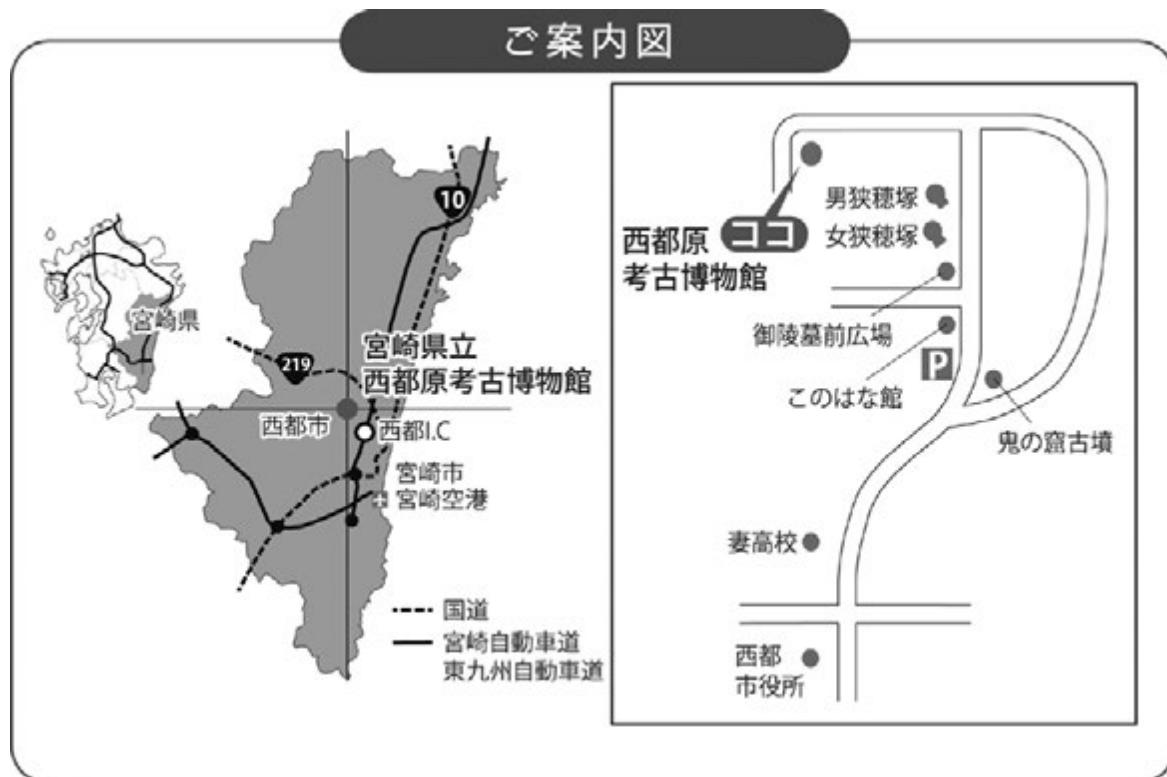
開館時間 • 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（展示室への入室は午後 5 時まで）

休館日 • 月曜日（国民の祝日と重なる時は直後の平日）
年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）
国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入館料 • 無料

交通 • 車／宮崎市より国道 219 号線経由約 40 分
東九州自動車道西都 I.C から約 10 分
• バス／宮交シティより「西都原考古博物館前」行きもしくは、「西都」行き約 70 分
（「西都バスセンター」からタクシーで約 10 分）

所在地等 • 〒 881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番
TEL : 0983-41-0041 / FAX : 0983-41-0051
<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp>





Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2019(平成31・令和元)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報

Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2020年 6月

編集・発行：宮崎県立西都原考古博物館

〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番

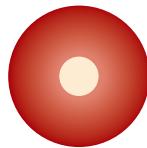
TEL:0983-41-0041 FAX:0983-41-0051

<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>

印 刷：藤屋印刷株式会社

〒883-0045 宮崎県日向市本町7-15

TEL:0982-52-7171 FAX:0982-56-1208



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

西都原
考古
博物館

